

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録
＜第19号＞

令和7年第5回沖縄県議会（9月定例会）閉会中

令和7年10月8日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録<第19号>

開会の日時

年月日 令和7年10月8日 水曜日
開 会 午後3時20分
散 会 午後5時8分

場 所

第2委員会室

議 題

1 証人喚問の実施について

出席委員

委 員 長	座 波	一
副 委 員 長	西 銘	啓史郎
委 員	宮 里	洋 史
委 員	徳 田	将 仁
委 員	新 垣	淑 豊
委 員	仲 里	全 孝
委 員	大 浜	一 郎
委 員	上 原	快 佐
委 員	玉 城	健一郎
委 員	新 垣	光 栄
委 員	仲宗根	悟
委 員	高 橋	真
委 員	比 嘉	瑞 己

委員 当山勝利
委員 大田守

欠席委員

なし

○座波一委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

証人喚問の実施についてを議題といたします。

去る10月2日の本委員会では、改めて整理した論点整理表を提示したところですが、一旦は各会派とも持ち帰り、内容を御確認いただきながら、それを踏まえた上で、次回の委員会で喚問を請求する証人の決定について協議するということが確認がなされました。

本日は、具体的な証人の決定について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から配付した資料について説明があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

それでは、喚問を決定したい証人について、喚問の理由や必要性にも具体的に触れながら、御提案、御発言をお願いいたします。

御意見等ございませんか。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 まずですね。証人喚問を誰宛てにするかについて。

まず先日、皆さんのほうに要望した平安山初代所長について。証言を求める事項として、まず1つはワシントン駐在事務所設立の経緯及び指示系統について。次に、設立に係る出資金及び財源の出どころについて。正式な決裁を得ない契約行為、無権限代理行為の有無について。米国法上のFARA登録及びビザ取得手続について。設立後の運営報告及び県庁への監督、報告体制について。

次に、山里初代副所長について。証言を求める事項としては、設立準備段階

における副所長としての役割及びその内容について。出資金及び契約等の会計処理について、職務分担について。無権限代理行為又は決裁不在での実務執行について。駐在身分及び営利企業従事許可の有無について。設立後の経理及び文書管理等管理体制について。

次に、運天2代目所長について。証言を求める事項としては、前任者からの財務、契約引き継ぎ状況について。委託費の管理執行及び帳簿、監査報告書の整理状況について。次に、駐在事務所の運営方針及び県との連絡体制について。財産備品等の管理状況について。問題発覚後の対応及び県庁への報告経緯について。

次に、令和7年度の仲里所長。現行のワシントン駐在事務所運営体制について。委託費経費の支出及び会計処理方法について。駐在職員の身分整理及び雇用形態について。知事部局への報告及び監督体制の現状について。改善措置及び再発防止策の実施状況について。

次に、令和7年度の玉城副所長。委託費支出及び経理処理への関与状況について。駐在副所長としての職務権限及び意思決定手続について。営利企業従事許可及び職務倫理上の適否について。県庁との報告、連絡体制の構築状況について。問題発覚後の庁内調査対応への関与について。

次に、中阪ワシントンコア社社長について。沖縄県との委託契約の内容及び履行状況について。委託費の支出、再委託等に関する実態について。成果報告書を契約、監督に関する実施状況について。非弁行為及び法的助言業務の有無について。契約終了後、精算監査対応について。

次に、ダニエル・S・クラカワー弁護士。沖縄県ワシントン駐在事務所設立に関する法的助言の有無について。FARA登録及びビザ手続に関する助言、または確認について。委託契約書類の作成、確認への関与状況について。契約履行に関する法的適合性判断について。外国法上の責任及び助言業務の範囲について。

次に、委託事業起案担当者について。駐在事務所設立に関する起案経緯及び決裁手続について。委託契約の立案及び支出負担行為の手続について。契約履行確認及び監督体制の運用状況について。文書決裁の不存在に関する庁内処理経緯について。上司、副知事等への報告及び対応状況について。

次に、玉元基地対策課長。委託費支出にかかる課内決裁管理体制について。駐在事務所からの報告会計資料の管理状況について。監査及び是正指導実施の状況について。問題発覚後の初動対応及び再発防止策について。課長としての監督責任及び職務遂行の範囲について。

次に、溜知事公室長。知事公室長として駐在事務所設立を把握した経緯につ

いて。文書決裁監督体制の整備状況及び認識について。公室内での調整、是正処置の実施状況について。知事、副知事への報告及び進言経緯について。発生防止の防止策、内部統制強化の方針について。

次に、謝花元副知事について。ワシントン駐在事務所設立の証人及び判断経緯について。出資金支出及び財源措置の決裁経緯について。手続瑕疵発覚後の是正指示の有無について。県庁内の責任分担及び報告体制について。副知事としての最終的な監督責任の認識について。

次に、安慶名元副知事。設立段階での関与及び証人過程について。出資金支出または契約行為に対する政治判断について、知事部局への報告調整状況について。決裁不存在問題に対する当時の対応判断について。統治構造及び行政監督体制の不備について。

次に、池田副知事。問題発覚後の庁内是正処置及び再発防止策について。現行監督報告体制及び責任所在の整理について。委託契約及び財務処理の現状評価について。行政としての説明責任の果たし方について。今後の組織改革及びガバナンス強化方針について。

最後に、玉城知事。ワシントン駐在事務所問題の把握及び報告受理経緯について。設立段階における正式決裁書不存在への認識について。行政トップとしての責任認識及び説明責任について。是正措置監督監査指示及び再発防止の方針について。駐在拠点の政策的意義及び今後の見直し方針について。以上であります。

○座波一委員長 ありがとうございます。

今自民党会派のほうからは、14人の名前が挙がり証言を求める事項も述べてもらいました。ほかにありませんか。

上原快佐委員。

○上原快佐委員 まず誰を呼ぶかですけれども、当初我々の会派から御提案させていただいたのは、ダニエル・S・クラカワ弁護士なので、引き続きですね、このダニエル弁護士を証人として呼んでいただきたいということです。その理由としては、論点整理表でも各々触れられてはいますけれども、設立に関してはですね、当初の初代所長に関しても山里副所長に関しても、3人の弁護士の方が関わっているというふうに明確におっしゃっていますので、弁護士へ相談をして、弁護士の知恵を借りてこの設立に関する様々な行為を行っていたということでもありますので、設立に関するさまざまな、どのようなアドバイスをを行ったのかということと、3人の弁護士と言っているのです、実際に誰が具体

的にその助言業務を行ったのかということも含めてお聞きしたいと思っております。

そのほかの証人についてはですね、論点整理表をやはり見る限りにおいては、記憶にないとかですね、あとは人によっては認識が違っていたりという部分はあるんですけども、その認識の違いというものを呼んで確認したところで、認識なので、その溝というのはなかなか埋めることというのは難しいんじゃないかと、この百条委員会という性質上ですね。なので、特に呼ぶ必要はないんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○座波一委員長 じゃ、証人としては、ダニエルさん。

○上原快佐委員 はい、そうです。

○座波一委員長 ほかは
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 僕らは、そうですね設立当時の初代副所長の山里さん、2代目所長の運天さんあたりかなと思っているんです。あと4番からこちらも淡々とお仕事をしているだけの話かなと思っています。ここも記憶の範囲内では——以前に呼んだときにもそういうふうなことだったんですが、まずそこから切り口かなと思っているんですよね。

○座波一委員長 一応もう少し具体的にですね、例えば山里初代副長だったら、どういうところを、かぶってもいいですよ。理由を言わないと呼べないというか……。

○仲宗根悟委員 理由は、今言った理由なんだけどね。設立時の経緯を一番よく知っているのは、そこら辺かなと思って、あとはもう事務所が開いているので……。山里さん、初代副所長か、その程度かなと思います。

○座波一委員長 運天さんは設立時ではないから、運天さんの呼ぶ理由としては、その理由づけをお願いしたいです。

その財務とか契約引き継ぎ状況についてというのが自民党から出されていますけれども、その辺りだろうなと思うんですけどね。よろしいですか。

○仲宗根悟委員 はい、それで結構です。

○新垣光栄委員 補足ですね。今、自民党さんから委託業務の起案担当者というので、引っかかっている部分があります。これは資金の流れに関する問題ですね、委託業務の仕様書を作った人をもし呼べるんだったら、もう一発で解決するのではないかなと思っているんですけども、自民党さんが言う委託事業の起案者担当者というのが誰なのかという……。

○座波一委員長 あのね、これは一応ある程度リストはあるんだけど。新垣委員も委託事業者、起案担当者と呼ぶべきだということでの今発言ですか。

○新垣光栄委員 これを全部呼ぶんですかね。もしできれば、小濱さんぐらいかな、最初のときの。委託契約書を作成した方だと思っておりますので……。

○座波一委員長 小濱、はいはい平成27、28年の小濱さん……。

○新垣光栄委員 課長とか班長が同じようにですね、委託契約書を作った直接関わった人が誰かというのが、今分からないものですから、その辺をはっきりさせたら呼びたいなと思っています。

○座波一委員長 はい、分かりました。
休憩いたします。

(休憩中に、新垣光栄委員から平成27年当時の地域安全政策課における中田課長、金城班長及び小濱主事を証人に喚問したい旨の発言があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
ほかに続けてください。
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 共産会派はですね、やはりこの問題はその設立に関するときの手続が一番核心だと思いますので、山里初代副所長と2代目所長の運天氏ですね。これは事務局がまとめていただいた論点整理表の中でも、お二人の意見

で相違があるところもありますので、それを確認するという意味でお二人を要望したいと思います。

○座波一委員長　じゃ、その理由も項目も述べてもらえませんか。
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員　大きく言うと設立に関する問題、特に出資金、株とか定款等々の発言でお二人の意見、認識がちょっと違うところがあるので確認をしたいと。

○座波一委員長　じゃ、2人とも同様の理由かな。
比嘉委員からは山里初代副所長と2代目運天所長を招聘する意見があります。
続きますして、高橋真委員。

○高橋真委員　考えてきましたけれど、資料を見て事実関係と一番そごが大きかったなと感じたのは、中阪ワシントンコア社長。あまりにも不透明でありました。なので、理由というか、私ちょっとフェーズで考えてきてしまったんですけど、設立、契約、運営・監督というイメージで行くと、どっちにも関わっているのではないかと思っています。なので、その辺はもう皆さんが言っている意見と一致します。

その次に、そごが多かったのが、平安山初代所長と山里初代副所長と運天2代目所長は、マストだなと考えています。もう一度証言をしていただけるということが重要かなと考えております。これは先ほど、比嘉瑞己委員もおっしゃっていただきましたけれど、やはり初代、2代目の流れというのは、設立と契約がもうすごく重要だろうと見ているんです。設立と契約になります。

そして、もう一つ、ここも何かそごが多いなと感じたのは、玉元基地対策課長と溜知事公室長。ここは運営・監督というフェーズではないかなと思っています。なので、どちらかの理由に当てはまるだろうということで、見た中でこの6名が一番多かったんですね。事実と様々な証言が合わなかったという部分に関しては、であります。

あとは、この方も重要かなと思っているのは、やはり政策判断とかの、設立承認段階での関与の部分では、謝花元副知事と池田現副知事ですけれど当時はちょっと違うお立場でありました。

そして、ダニエル・S・クラカワー弁護士ということでもあります。という流

れで、これも全部関わってきますけれど、契約とか運営とかの部分になってきます。

そして最後は、玉城知事。どうしても政治判断のイメージが拭えなくてですね。やはり政治の責任というのもあるのではないかと思ひまして、しっかりと最終責任者としての報告受領の有無とか、やはりそういう県政トップとしての説明責任を明確にする必要があるということで、玉城知事も証人喚問は必要だと考えております。

あとはおおむね自民党会派さんが出していただいた証人喚問リストで網羅されているものについては、これでもいいかなと考えております。

以上です。

○座波一委員長 ありがとうございます。

今の高橋委員は何人か指摘はしましたが、自民会派が示したその他の候補者についてもいいのではないかという、今最後の発言は網羅してもいいということですね。

○高橋真委員 私の発言した部分は、多分マストかなということで挙げさせてもらいましたが、その周辺部分も含めて自民会派と同様の認識です。

○座波一委員長 はい、分かりました。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 結局、一番初年度の平成27年度、平成28年度にかかるところがまずそこだと思うので、これまで参考人で聞いた中で招致するのであれば、山里副所長がまず1人目。2代目の運天所長は必要かなと思います。それは設立に関する問題、資金の流れの問題、あと4番のガバナンスの問題等々関わってくると思います。

先ほどあったように契約担当者と呼ぶというのであれば、その縦のラインは呼んだほうが私もいいと思いますので、平成27年度当時の班長の金城さんであったり、それから課長の中田さんであったりは、きちんとフォローしないとこのところら辺は分からないのかなと思いますので。それはもう、設立に関する問題という辺りだと思います。あとは聞きながら、ひょっとしたら2番とか3番とか4番も出てくるかもしれませんが、まずは1番のところが必要かなとは思ひます。

以上です。

○座波一委員長 はい、分かりました。

大田守委員。

○大田守委員 私もですね、これ、後半よりは前半のほうの立ち上げのときの、平成27年の翁長知事はいらっしゃらないもので、副知事、知事公室長。池田さん今副知事なさっていますね。その起案文書誰がやったかといえば、多分課長か班長からどちらかの業務命令だと思うんですよね。そちらの方面を呼んでほしいなど。そしてもちろん平安山さんと山里さん。お二人のお話が若干違うもので……。

○座波一委員長 すみません、大田委員。最初の副知事の名前を正確に言ってください。

○大田守委員 安慶田さん。その中で山里さんのほうが平成27年5月のウェブ会議、これははっきり申し上げていますので、そのとき法人の設立の話も山里さんがされているんですが、ほぼほぼ皆さん知らなかったという状況になっておりますし、私は立ち上げるときに当時の担当副知事がそれに加わっていないというのはおかしいと思いますので、そちらのほうはちゃんと聞くべきかなと思っています。

平成27年の安慶田さん、町田さん、池田さん、中田さん、あと平安山さんと山里さん。あとそれを受け継いだ知事公室長の謝花さんですね。あと池田さんが今副知事をなさっておりますので、そちら辺でどこまで法人問題がしっかりと話をされていたのか。あとそういった点では運天さんと平安山さんが受け継ぐときにブラックボックスになっていたというものもあるもので、本当にそうだったのかどうか、これも再度確認したいなと思っております。

あとはですね、玉城デニー知事が去年の10月でしか知らなかったと。後で追認という形でやってはいるのですが、そこのほうがしっかりまだ分かっていない。本当に昨年10月分に分かってそれで追認したのか、本来であれば平成30年には変わっていますから、そのときにしっかりとした受け継ぎがあったんではないかなと思っております。そのためには、やはり謝花さんですね。こんな重要なものを知事に伝達しないわけではないと思っています。最後そこにまた池田さんもいらっしゃいますし、また運天さんもいらっしゃいますので、その辺をお願いしたいなと思ってます。

○座波一委員長 宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 すみません、新垣光栄委員や当山勝利委員からもありましたけれども、起案担当者の部分、前回御指摘もいただいて確かに細かく見ていかなければならないと思っておりますので、改めてちょっと提案させていただきたいんですけれども。

今回契約とか法人であったりとか非弁行為であったりとか、委託の中身についても疑義が出てきた第三者といいますか、報告がありましたので、当初の小濱さん、初めに事業を行った地域安全政策課当時ですね。その後基地対策課に移行するわけですよ。そのときにももう契約巻き直し、毎年継続しているものを、また新たにつくる気づきがもしかしたらできたかもしれないタイミングなので、そのときに知念さん。そして小濱さん知念さん連動する決裁者、統括監とおっしゃっていた、当時は池田竹州現副知事であります。その後、令和3年運営支援業務と活動支援業務2つに分けて、プロポーザルやっていたと思います。そのときの仲間さん、その当時の統括監が溜現知事公室長なので、この3名あたりであればいかがかなと思って、提案させていただきたいと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、証人喚問の対象者について、各会派の意見を踏まえて整理を行った。)

○座波一委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

本委員会における証人喚問の対象者としては、休憩中に御協議いたしましたとおり、平安山初代所長、山里初代副所長、運天2代目所長、中阪ワシントンコア社長、ダニエル・S・クラカワー弁護士、謝花元副知事、池田副知事及び玉城知事。

以上について、証人として本委員会への出頭を求めることとし、日程調整など手続等の詳細については委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、玉城知事については一番最後に喚問することで意見の一致を見た。また、追加の人選について協議を行った。)

○座波一委員長 再開いたします。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 8番の委託事業の起案担当者は、確かに当事者ではあるんですけども、ただその起案をするに当たっても、やはり上司の指示があって初めて起案すると思うんですよ。だからその当時の班長、課長に確認すればですね、この起案担当者と呼ぶ必要は僕はないと思うんですよ。まずは、この班長、課長に聞いた上で、それでも必要であればそのときまた考えたほうがいいと思う。そうじゃないと、ちょっと人数増えてね。もちろん真相究明も大切なんだけど、一応来年3月というめども示しているわけだから、ちょっとそこら辺も考慮したほうがいいんじゃないですか。呼ばないではなくて。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、証人喚問の対象者の追加について協議を行った結果、意見の一致を見た。)

○座波一委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

証人喚問の対象者としては、休憩中に御協議いたしましたとおり、委託事業起案関係者として平成27年の小濱さん、金城班長、中田課長。また、全体に係る重要な関係者として必須と思われる溜知事公室長。以上について、証人として本委員会への出頭を求めることとし、日程調整や手続等の詳細については委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

なお、当該証人に対し証言を求める事項については、本日提示いただいた内容を整理した上で、次回改めて御確認の上で、最終的に決定いただくことを想定しております。

休憩いたします。

(休憩中に、提案された証人喚問の候補者に関し、本日決定されなかったものについては一旦保留とし、今後も引き続き調整・検討していくことで意見の一致を見た。事務局から資料要求の根拠等に関する疑義照会に対して総務省から回答があったこと、外国在住者の証人喚問について引き続き外務省等へ照会中であること等について経過報告があった。また、法律専門家の参考人招致等については、米国弁護士の証人喚問が可能となるかどうかを見定めながら、今後必要に応じて検討する旨の報告があった。委員から執行部提出の記録のうち、英文の資料については和訳したものを改めて請求すべきではないかとの提案があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

ただいま提案がありましたとおり、これまで執行部から提供された英文資料の和訳を提出するよう執行部に求めるという方向性と、その詳細について、必要なものをしっかり精査して和訳を求める対象となる資料を提示していくことについて、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

休憩いたします。

(休憩中に、次回の委員会について、10月16日木曜日の午後を目途に日程調整を行うこと、議題としては本日喚問を決定した証人に対する証言を求める事項の内容について整理・検討することが確認された。)

○座波一委員長 再開いたします。

次回以降の委員会は、休憩中の御協議において整理したとおり進めることとし、日程等の詳細については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 座 波 一